

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第23号

総社市社会福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

総社市社会福祉事務所長事務委任規則（平成17年総社市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（生活保護法による委任）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付の実施に関する事務については、同法第14条第4項の規定に基づき、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>第12条 地方自治法第153条第2項の規定により、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び法第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。</u></p> <p>（4）略</p>	<p>（生活保護法による委任）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付の実施に関する事務については、同法第14条第4項の規定に基づき、前項の規定を準用するものとする。</p> <p>第12条 地方自治法第153条第2項の規定により、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）に係る次に掲げる事務を社会福祉事務所長に委任する。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金の支給に関すること。</u></p> <p>（4）略</p>

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。